

川越市
教育情報セキュリティポリシー

制定 令和5年4月1日

川越市

序 章

川越市では、教育サービスのオンライン化、ICT（情報通信技術）を活用した教育サービスの提供などによる“教育サービスにおける情報化施策の推進”に努めている。

これに伴い、市の保有する教育情報システム等で取り扱う情報資産を不正なアクセスや情報の漏えい・改ざん等の脅威から防御し、高度な安全性・健全性を有した教育情報システムを構築していく必要がある。

そこで、川越市は、教育情報システム等で取り扱う情報資産に関するセキュリティ対策を総合的・体系的かつ具体的に規定した教育情報セキュリティポリシーを制定する。

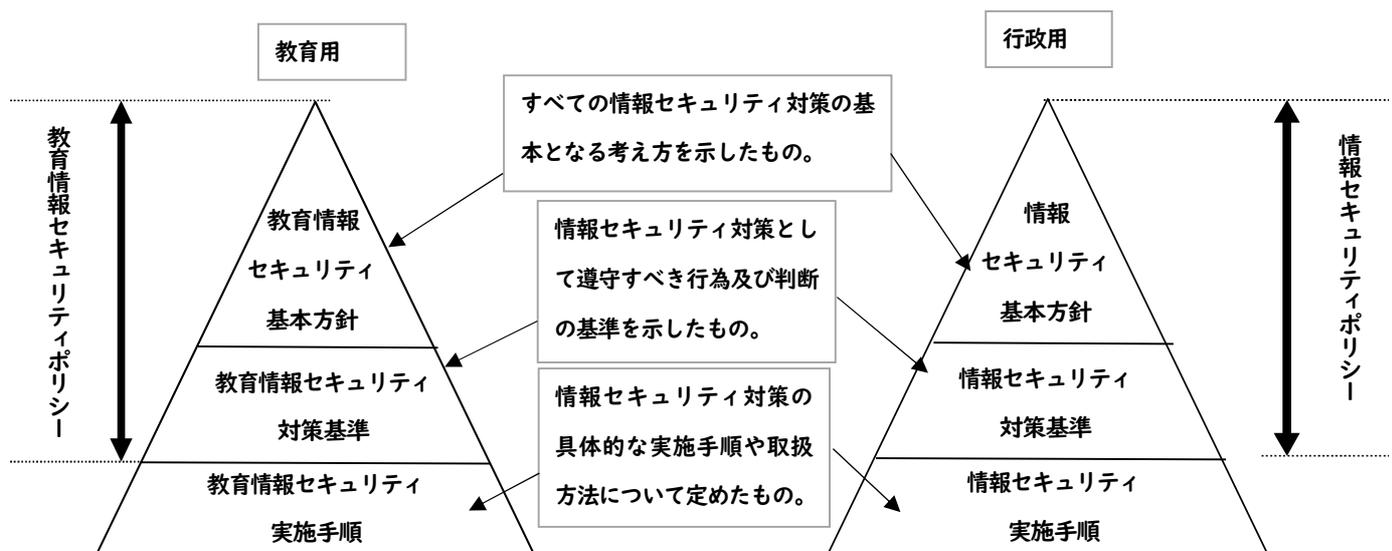
既に川越市には行政サービス向け情報セキュリティポリシーが制定されているが、教育サービス向けに特化しておらず、組織体制も異なるため教育サービス個別にする必要となった。加えて、将来的な行政側システムとのネットワーク分離や現在使用しているクラウドサービスに対応した内容を盛り込むことを想定して、教育サービス独自にポリシーを制定することとした。

教育情報セキュリティポリシーは、教育委員会、各市立学校の職員（会計年度任用職員、臨時的任用職員を含む。以下、「職員等」という。）及び外部委託事業者がその内容を十分理解した上で、市施設等において率先して遵守すべきものであるため、安定的な規範であることが要請される。一方、情報の処理技術や通信技術等の進展に伴う急速な状況の変化に柔軟に対応することも必要である。

このようなことから、川越市教育情報セキュリティポリシーは、一定の普遍性を備えた部分「教育情報セキュリティ基本方針」と、情報資産を取り巻く状況の変化に依存する部分「教育情報セキュリティ対策基準」から構成する。

また、この教育情報セキュリティポリシーに基づき、具体的な情報セキュリティ対策のマニュアルとしての「教育情報セキュリティ実施手順」を策定し、総合的な情報セキュリティ対策を実施する。

職員等は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守する義務を負うものである。



第 1 章

教育情報セキュリティ
基本方針

(目次)

第1章 教育情報セキュリティ基本方針	2
第1節 目的	2
第2節 定義	2
第3節 対象とする脅威	3
第4節 適用範囲	3
第5節 職員等の遵守義務	4
第6節 情報セキュリティ対策	4
第7節 教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施	5
第8節 教育情報セキュリティポリシーの見直し	5
第9節 教育情報セキュリティ対策基準の策定	5
第10節 教育情報セキュリティ実施手順の策定	6

第1章 教育情報セキュリティ基本方針

第1節 目的

本基本方針は、本市の教育委員会又は市立学校（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。以下同じ）が保有し本基本方針で取り扱う情報資産（以下、情報資産という。）の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

第2節 定義

1 教育ネットワーク

本基本方針で対象となる校務系システム、学習系システム及び校務外部接続系システム（公関係システム）のコンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

2 教育情報システム

本基本方針で対象となる校務系情報、学習系情報及び校務外部接続系情報（公関係情報）を取り扱うコンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

3 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

4 教育情報セキュリティポリシー

本基本方針及び教育情報セキュリティ対策基準をいう。

5 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

6 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

7 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

8 校務系情報

児童生徒の成績、出欠席及びその理由、健康診断結果、指導要録、教員の個人情報など、取り扱う情報資産のうち、それら情報を学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報をいう。

9 校務系システム

校務系情報を取り扱う情報システム（端末、サーバ、ネットワーク機器等）をいう。

10 学習系情報

児童生徒のワークシート、作品など、取り扱う情報資産のうち、それら情報を学校における教育活動において活用することを想定しており、かつ当該情報に職員等及び児童生徒がアクセスすることが想定されている情報をいう。

1 1 学習系システム

学習系情報を取り扱う情報システム（端末、サーバ、ネットワーク機器等）をいう。

1 2 校務外部接続系情報（公関係情報）

校務系情報のうち、保護者メールや学校ホームページ等インターネット接続を前提とした校務で利用される情報をいう。

1 3 校務外部接続系システム（公関係システム）

校務外部接続系情報を取り扱う情報システム（端末、サーバ、ネットワーク機器等）をいう。

第3節 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- 1 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- 2 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- 3 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- 4 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- 5 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

第4節 適用範囲

第1項 対象者の範囲

本基本方針が適用される対象者は、教育委員会、各市立学校における、次の1及び2の職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員（以下これらの者を「職員等」と総称する。）並びに外部委託事業者とする。

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条、第22条の2及び第22条の3の規定に基づく本市職員
- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条、第49条、第60条及び第82条の規定に基づく市が設置した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員等

第2項 情報資産の範囲

情報資産は、次のとおりとする。

- 1 教育ネットワーク及び教育情報システム並びにこれらに関する設備
- 2 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

3 教育情報システムの仕様書及び教育ネットワーク図等のシステム関連文書

第5節 職員等の遵守義務

職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

第6節 情報セキュリティ対策

「第3節対象とする脅威」に掲げた脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

1 組織体制

情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

2 情報資産の分類と管理

情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

3 情報システム全体の強靱性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

- (1) 校務系システムでは重要データを取り扱うため、多要素認証等の高度なセキュリティ対策を実施する。
- (2) 学習系システムにおいては、職員等だけではなく児童生徒も利用し、かつ校外でも利用されるため、利用者や利用環境を考慮したセキュリティ対策を実施する。
- (3) 校務外部接続系システム（公開系システム）においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。

4 物理的セキュリティ

サーバ、通信回線及び職員等及び児童生徒等の端末等の管理について、施錠保管や機器の冗長化等の物理的な対策を講じる。

5 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

6 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策、その他の技術的対策を校務系情報、学習系情報及び校務外部接続系情報（公開系情報）に区分された情報の種類に応じて適切に講じる。

7 運用

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

8 外部委託

外部委託する場合は、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。

9 クラウドサービスの利用

クラウドサービスを利用する場合は、クラウド事業者及びクラウドサービスの安全性、信頼性等を慎重に確認し、評価しなければならない。

約款による外部サービスを利用する場合は、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

ソーシャルメディアサービスを利用する場合は、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

10 事業者に対して確認すべき個人情報保護に関する事項

事業者に対して、個人情報保護に関する遵守事項を確認する。

11 学校における学習用の1人1台端末におけるセキュリティ

学習用端末として配付された1人1台の端末は、学校・家庭等利用する環境が変化するため、利用するネットワークや場所にとらわれないセキュリティ対策を講ずる。

12 評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜教育情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

第7節 教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

第8節 教育情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合は、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

第9節 教育情報セキュリティ対策基準の策定

「第6節情報セキュリティ対策」、「第7節教育情報セキュリティ監査及び自己点検の実施」及び「第8節教育情報セキュリティポリシーの見直し」に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。

なお、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本市の教育行政（学校運営）に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

ただし、会計年度任用職員、臨時的任用職員、外部委託事業者等への遵守事項の説明等に当たっては、必要な事項を抜粋して明示すること。

第10節 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

なお、教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の教育行政（学校運営）に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

ただし、会計年度任用職員、臨時的任用職員及び外部委託事業者等への遵守事項の説明等にあたっては、必要な事項を抜粋して明示すること。

川越市教育情報セキュリティポリシー

問い合わせ先

川越市 教育総務部 教育総務課

電話：(049) 224 - 6074 (直通)

E-mail：kyoikusomu★city.kawagoe.lg.jp

※★を@に変えて送信